

6 粒子線治療の医療保険適用について

がんは、我が国において昭和56年から死因の第1位となっており、年間30万人以上、実に3人に1人ががんで亡くなるなど、国民にとって重大な問題であり、これから一層進展する高齢化社会において、患者数はますます増加することが予想されている。

こうした中、各地で粒子線治療施設が設置され、治療が実施されている。この治療法は、これまでのがんの主な治療法である、外科手術、化学療法及び一般の放射線治療と比較して、正常部位への影響を極力押さえながら、がん細胞を殺傷することができ、生活の質を落とすことなく治療できるなど、大きな期待が寄せられている。

現在、国内において重粒子線が3基、陽子線は7基の施設が稼働しており、さらに、各地で新たな整備が予定されるなど、今後、より多くのがん患者が粒子線治療を受けられるようになる。

しかしながら、粒子線治療は、先進医療としての位置付けにとどまり、保険診療との併用が認められるものの、先進医療部分で必要となる300万円前後の高額な治療費については、全額患者の負担となるなど、経済的負担が多大となっている。

こうした状況を踏まえ、国においては、患者個人の経済的負担を軽減し、粒子線治療を望む多くの人が治療を受けられるよう早急に医療保険の適用を認められたい。